

公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第65号

最終改正 令和5年3月29日和医大規程第76号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員のうち、公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則（平成18年4月1日和医大規則第5号。以下「就業規則」という。）の適用を受ける者（以下「職員」という。）について、同規則第29条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関し、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、和歌山県の職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）及びその他の給与等関係規則等の規定の定めるところによる。

(職員の給与を受ける権利)

第3条 職員は、この規程の定めるところにより、給与を受ける権利を有する。

2 職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない給与を受ける権利は、その者の相続人が承継する。

(重複給与の禁止)

第4条 次の各号の一に該当する者が、職員の職を兼ねる場合には、その兼ねる職の職員として受けるべき給与は、法令に別段の定めがあるもののほか、支給しない。

(1) 職員

(2) 理事長、理事、監事

(給与からの減額)

第5条 職員が公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年4月1日和医大規程第58号）（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 勤務時間等規程に規定する超勤代休時間及び祝日法による休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）の場合

(2) 勤務時間等規程第12条に規定する年次有給休暇、勤務時間等規程第13条に規定する病気休暇及び勤務時間等規程第14条に規定する特別休暇の場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な事由があるものとして理事長が別に定める場合

(勤務1時間当たりの給与額)

第6条 前条、第22条、第23条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当、初任給調整手当並びに理事長が別に定める特殊勤務手当（前条にかかる場合を除く。）の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（勤務成績に基づく昇給等）

第7条 この規程中、勤務成績に基づいて行うこととされている昇給又は勤勉手当の支給については、職員の勤務成績の評定の結果を参考として行わなければならない。

（給料）

第8条 職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

（給与の支払い）

第9条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払う。ただし、職員が希望した場合は、その者の指定する金融機関の預金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

2 次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 共済組合の掛金
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員の代表との書面による協定により給与から控除するとしたもの
- (6) その他法令に別段の定めがあるもの

（給料表）

第10条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務・技術職員給料表（別表第1）
- (2) 教育職員給料表（別表第2）
- (3) 医療技術職員給料表（別表第3）
- (4) 看護職員給料表（別表第4）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は公立大学法人和歌山県立医科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成18年4月1日和医大規程第215号。以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）に定める。

（初任給、昇格、降格等の基準）

第11条 新たに職員として雇用する場合の初任給の基準並びに昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）及び降格（職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。）の基準は初任給、昇格、昇給等の基準で定めるところにより決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給、昇格、昇給等の基準により決定するものとし、就業規則第40条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあっては、当該職員の給料月額、当該職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間等規程第2条第1項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条

第1項（同項ただし書を除く。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

3 就業規則第22条の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給与月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務期間等規定第2条第2項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給の基準）

第12条 職員の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員にあっては、当該職員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務における最高の号給（以下「最高号給」という。）を超えて行うことができない。

5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは心身に著しい障害を有することとなったときその他特に必要があるときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、初任給、昇格、昇給等の基準で定めるところにより、最高号給を超えない範囲内で上位の号給に昇給させることができる。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前6項までに規定するもののほか、職員の昇給に関して必要な事項は、初任給、昇格、昇給等の基準に定める。

（給料の調整額）

第13条 職員の平常の勤務が、当該職員の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う職員の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、当該職員について定められる号給又は給料月額が適当でないと認められるときは、その特殊性に応じ、その号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、理事長が別に定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

（給料の支給）

第14条 給料は、月の初日から末日までの期間についてその月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、21日とする。ただし、その日が勤務時間規程第9条に規定する休日、（以下、第29条及び第32条において単に「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。
- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から、勤務時間等規程第3条第1項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（手当）

第15条 職員には、給料のほかに、この条から第34条までに定めるところに従つて手当を支給する。

- 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 夜勤手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 管理職手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 初任給調整手当
- (14) 期末手当
- (15) 勤勉手当
- (16) 退職手当
- (17) 看護職員等処遇改善手当

（扶養手当）

第16条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害のある者
- (7) 前各号に定めるもののほか、理事長が定める基準に該当する者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項の扶養親族の認定の基準及び手続その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して大学に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 大学（紀北分院を除く。） 100分の5.5
- (2) 紀北分院 100分の2.5

3 大学（紀北分院を除く。）に勤務する職員が、紀北分院に勤務することとなった場合又は職員のまま一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）

第11条の3第2項に規定する地域手当の級地に該当しない地域に勤務することとなった場合（以下これらを「転勤」という。）は、当該転勤の日から2年を経過するまでの間、現に大学（紀北分院を除く。）に引き続き勤務した期間が6箇月以内である職員を除き、次の各号に掲げる割合の地域手当を支給する。

- (1) 当該転勤の日から同日以降1年を経過する日までの期間 転勤前の支給割合（転勤前の支給割合が当該転勤の後に改定された場合にあっては、当該転勤の日の前日の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該転勤の日から同日以降2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 転勤前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する独立行政法人の職員、地方公務員、地方独立行政法人職員又はこれらに準じるものとして理事長が別に定める者であった者が、引き続きこの規程の適用を受ける職員となり（以下この項においてこれらを「採用」という。）在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員の例により、採用の日前の支給割合又は採用の日以降1年を経過する日の翌日から採用の日以降2年を経過する日までの支給割合が100分の6に達しないこととなる職員を除き、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

5 大学に勤務する職員が、職員のまま国の官署に勤務することとなった場合の当該職員の地域手当は、第2項の規定にかかわらず、国家公務員の例により支給する。当該職員が、国の官署での勤務に引き続き大学に勤務することとなった場合（以下この項において「復帰」という。）は、当該復帰の日から2年を経過するまでの間、現に国の官署に引き続き勤務した期間が6箇月以内である職員を除き、第3項各号の規定を準用して地域手当を支給する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員の居住の用に供するための職員住宅を貸与され、家賃を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第19条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、次項及び第3項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具（以下この項及び次項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、修学部分休業職員及び高齢者部分休業職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び及び第3項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- ア 自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員
- (7) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- (4) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- (9) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- (5) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円
- (4) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万円

2,900円

(カ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

(キ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

(ク) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

(ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

(コ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

(コ) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円

(シ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

(ス) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

イ 自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車に限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）

(ア) 自動車の使用距離が片道4キロメートル未満である職員 2,000円

(イ) 自動車の使用距離が片道4キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,700円

(ウ) 自動車の使用距離が片道8キロメートル以上48キロメートル未満である職員 4,700円に自動車の使用距離が片道4キロメートルを超える4キロメートルごとに2,700円を加算した額

(エ) 自動車の使用距離が片道48キロメートル以上80キロメートル未満である職員 3万1,700円に自動車の使用距離が片道44キロメートルを超える4キロメートルごとに1,400円を加算した額

(オ) 自動車の使用距離が片道80キロメートル以上である職員 4万4,300円

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号の規定に準じて算出した額の合計額。ただし、自転車等を使用する距離が片道2キロメートル未満の場合は、第1号の規定に準じて算出した額とし、その額が2,000円に満たないときは、2,000円とする。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第20条 施設を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居から当該異動又は施設の移転の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 職員以外の者で理事長が別に定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当

を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第21条 特殊な勤務に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、手当の額及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第22条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第25条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間等規程第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。以下この条において同じ。）

の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）
- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 100分の50から100分の75までの範囲内で理事長が別に定める割合

5 勤務時間等規則第8条の5第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の175）から第1項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 前項第2号に規定する理事長が別に定める割合から第3項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（夜勤手当）

第23条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、当該勤務について宿日直手当を支給する。

2 宿日直勤務の額は、勤務1回につき、次の各号に定めるとおりとする。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 入院患者の病状の急変に対応するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 2万1,000円
- (2) 救急の外来患者のための当直勤務（前号に規定する勤務を除く。） 6,100円
- (3) 前2号に該当しない宿日直勤務 4,400円

3 12月29日から翌年の1月3日までの日に行われる前項の宿日直勤務の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額（勤務の特殊性及び経営状況を考慮して、理事長が特に必要であると認める場合は、その額に理事長が別に定める額を加算した額）とする。

4 第1項の勤務は、前2条及び次条の勤務には含まれないものとする。

(休日勤務手当)

第25条 祝日法による休日等（勤務時間等規程第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等規程第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職手当)

第26条 管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職にある者には、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。

3 第22条、第23条及び第25条の規定は、第1項の手当を受ける職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 前条第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として理事長が別に定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第28条 教育職員給料表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額5万800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後理事長が別に定める期

間を経過した日から1年を経過するごとに別で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月1日を基準とする期末手当にあっては6月30日、12月1日を基準とする期末手当にあっては12月10日（次条及び第31条においてこれらを「支給日」といい、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（第32条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員にあっては給料月額を算出率で除して得た額）に100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(期末手当の支給の制限)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規

則第44条に定める懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、当該一時差止処分を行う旨及びその事由を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされる

ことなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 前各項に規定するもののほか、第2項の文書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、6月1日を基準日とする勤勉手当にあつては6月30日、12月1日を基準日とする勤勉手当にあつては12月10日（以下この条においてこれらの日を「勤勉手当の支給日」といい、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第32条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「勤勉手当の支給日（第32条第1項に規定する勤勉手当の支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第33条 職員が退職した場合には、その者（死亡に因る退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の基準は、別に規程で定める。

(看護職員等処遇改善手当)

第33条の2 看護職員等処遇改善手当は、次の各号に掲げる職種の職員に支給する。

(1) 保健師、助産師、看護師及び准看護師

(2) 薬剤師、栄養士（管理栄養士を含む。）、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士及び言語聴覚士

(3) 精神保健福祉士、社会福祉士、保育士、公認心理師（臨床心理士を含む。）、看護補助員及び医師事務作業補助者

2 看護職員等処遇改善手当の額は、前項第1号の職員については給料月額（給料の調整額を除く。）に100分の3の割合を乗じて得た額とし、前項第2号及び第3号の職員については、給料月額（給料の調整額を除く。）に100分の2の割合を乗じて得た額とする。

3 各年度の末日において、看護職員等処遇改善手当の額に対し、看護職員等処遇改善評価料による収入が上回り余剰が生じた場合の取扱いについては、理事長が別に定める。

(適用除外)

第34条 第16条、第17条第3項から第18条まで、第28条及び第33条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(休職者の給与)

第35条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年6月に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

5 休職にされた職員には、前4項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(停職者の給与)

第36条 就業規則第43条の規定により同規則第44条第1項第3号に規定する停職にされた職員には、その停職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準)

第37条 単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準は、理事長が別に定める。

(施行に関し必要な事項)

第38条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に職員の給与に関する条例に規定する給料表のうち次の表の左欄アからウに掲げる給料表（以下「県職員給与条例給料表」という。）及び教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）に規定する給料表のうち次の表の左欄エに掲げる給料表（以下「県教育職員給与条例給料表」という。）の適用を受けていた承継職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第187号）第59条第2項の規定により切替日に職員となる者をいう。以下同じ。）が切替日において適用される給料表（以下「対応給料表」という。）は、次の表の右欄にそれぞれ掲げる給料表とする。

切替日の前日において適用していた給料表	切替日において適用する給料表
ア 行政職給料表	事務・技術職員給料表
イ 医療職給料表(2)	医療技術職員給料表
ウ 医療職給料表(3)	看護職員給料表
エ 大学等教育職員給料表	教育職員給料表

- 3 切替日の前日においてその者が属していた職員の給与に関する条例又は教育職員の給与に関する条例の規定に基づく職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった承継職員の切替日における対応給料表の職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 4 切替日の前日において県職員給与条例給料表及び県教育職員給与条例給料表の適用を受けていた承継職員の切替日における対応給料表の号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において県職員給与条例給料表又は県教育職員給与条例給料表に定める最高の号給を超える給料月額を受けていた承継職員の切替日における号給又は給料月額は理事長が別に定める。
- 6 切替日に職務の級を異にして異動した承継職員及びこれに準じる職員として理事長が別に定める承継職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、承継職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、切替日の前日において適用される職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例及びこれらに基づく和歌山県人事委員会規則の規定に従って定めるものとする。
- 8 切替日に対応給料表の適用を受ける承継職員で、その者の受ける給料月額（公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月19日和医大規程第59号）附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。）が切替日の前日において受けていた給料月額（公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の一部を改正する

規程（平成21年12月1日和医大規程第56号）の施行日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 附則第18項に規定する減額改定対象職員 100分の99.26

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.41

9 切替日以後に新たにこの規程に定める給料表の適用を受けることとなった職員（承継職員を除く。）について、雇用の事情を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第13条及び第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第13条中「その給料月額」とあるのは、「その給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」と、第29条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	4号給	4号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
	3号給	3号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
第12条第3項	4号給	4号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
	3号給	3号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
	2号給	2号給を超えない範囲内で理事長が定める号給

12 削除

13 (欠番)

14 削除

15 職員のうち第26条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる者の給料月額は、平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、第10条から第12条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

（平成21年6月に支給する期末手当の特例措置）

16 平成21年6月に支給する期末手当に関する第29条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」とする。

（平成21年6月に支給する勤勉手当の特例措置）

17 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第32条第2項の規定の適用については、同項第1号中

「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 18 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第32条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から平成21年6月1日において減額改定対象職員（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものの以外の職員をいう。）であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 19 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第32条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から平成22年6月1日において減額改定対象職員（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものの以外の職員をいう。）であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 20 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 21 公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則第40条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項及び第23項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額に、公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第2条第1項ただし書きにより定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た額とする」とする。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 22 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第32条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から平成

23年6月1日において減額改定対象職員（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第5の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものの以外の職員をいう。）であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（平成24年4月1日における号給の調整）

- 23 平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成21年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（平成25年4月1日における号給の調整）

- 24 平成25年4月1日において37歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成20年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 25 平成26年4月1日において38歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員、平成26年4月1日において38歳以上で40歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成20年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員、平成26年4月1日において44歳以上で45歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成21年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（特定日以後の給与月額の特例措置）

- 26 当分の間、職員の給与月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第28項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給与月額のうち、第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2）職員の定年等に関する規程（以下この号及び第4号において「定年規程」という。）第5

条第1項又は第2項の規定により定年規程第5条第1項に規定する異動期間（定年規程第5条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年規程第3条第1項に掲げる職を占める職員

（3）職員就業規則第21条の2第1項に規定する職員

（4）定年規程第2条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（職員就業規則第19条第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

28 職員の定年等に関する規程第4条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第30項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26条の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第29条第5項の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。

33 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による給料月額、附則第28項の規定による給料その他附則第26項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第3項関係）

切替日前日において適用されていた給料表	旧級	新級	新級が属する対応給料表
行政職給料表	1 級	1 級	事務・技術職員給料表
	2 級		
	3 級	2 級	
	4 級	3 級	
	5 級		
	6 級	4 級	
	7 級	5 級	
	8 級	6 級	
	9 級	7 級	
	10級	8 級	
	11級	9 級	
大学等教育職員給料表	1 級	1 級	教育職員給料表
	2 級	2 級	
	3 級	3 級	
	4 級	4 級	
医療職給料表（2）	1 級	1 級	医療技術職員給料表
	2 級	2 級	
	3 級	3 級	
	4 級	4 級	
	5 級	5 級	
	6 級	6 級	
	7 級	7 級	
	8 級	8 級	
医療職給料表（3）	1 級	1 級	看護職員給料表
	2 級	2 級	
	3 級	3 級	
	4 級	4 級	
	5 級	5 級	
	6 級	6 級	
	7 級	7 級	

附則別表第2 職員の号給の切替表（附則第5項関係）

事務・技術職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級	1 1 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1

5	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9 月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9 月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9 月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15

	9 月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9 月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9 月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9 月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9 月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9 月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36

	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46		
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47		
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48		
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49		
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50		
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51		
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52		
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57			
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58			
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59			
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3月未満			77	62	81	69	65	61			
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62			
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63			
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64			
	12月以上			81	63	85	73	69	65			

21	3 月未満			81	63	85	73	69	65			
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66			
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67			
	9 月以上12月未満			84	64	88	76	72	68			
	12月以上			85	65	89	77	73	69			
22	3 月未満			85	65	89	77	73				
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74				
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75				
	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76				
	12月以上			89	67	93	81	77				
23	3 月未満			89	67	93	81					
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82					
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83					
	9 月以上12月未満			92	68	96	84					
	12月以上			93	69	97	85					
24	3 月未満			93	69	97	85					
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86					
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87					
	9 月以上12月未満			96	72	100	88					
	12月以上			97	73	101	89					
25	3 月未満			97	73	101						
	3 月以上 6 月未満			98	73	102						
	6 月以上 9 月未満			99	74	103						
	9 月以上12月未満			100	74	104						
	12月以上			101	75	105						
	3 月未満			101	75	105						

26	3 月以上 6 月未満			102	75	106						
	6 月以上 9 月未満			103	76	107						
	9 月以上12月未満			104	76	108						
	12月以上			105	77	109						
27	3 月未満			105	77							
	3 月以上 6 月未満			106	78							
	6 月以上 9 月未満			107	79							
	9 月以上12月未満			108	80							
	12月以上			109	81							
28	3 月未満			109	81							
	3 月以上 6 月未満			110	82							
	6 月以上 9 月未満			111	83							
	9 月以上12月未満			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3 月未満			113								
	3 月以上 6 月未満			114								
	6 月以上 9 月未満			115								
	9 月以上12月未満			116								
	12月以上			117								
30	3 月未満			117								
	3 月以上 6 月未満			118								
	6 月以上 9 月未満			119								
	9 月以上12月未満			120								
	12月以上			121								
	3 月未満			121								
	3 月以上 6 月未満			122								

31	6 月以上 9 月未満			123								
	9 月以上12月未満			124								
	12月以上			125								
32	3 月未満			125								
	3 月以上 6 月未満			125								
	6 月以上 9 月未満			125								
	9 月以上12月未満			125								
	12月以上			125								

教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満		1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1
	9 月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6

7	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7
	9 月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3 月未満	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	27	19
	9 月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3 月未満	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	31	23
	9 月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3 月未満	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	35	27
	9 月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3 月未満	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	39	31
	9 月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
	3 月未満	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	42	34

14	6 月以上 9 月未満	51	51	43	35
	9 月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3 月未満	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	46	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	47	39
	9 月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
16	3 月未満	57	57	49	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	50	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	51	43
	9 月以上12月未満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
17	3 月未満	61	61	53	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	54	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	55	47
	9 月以上12月未満	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
18	3 月未満	65	65	57	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	58	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	59	51
	9 月以上12月未満	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
19	3 月未満	69	69	61	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	55
	9 月以上12月未満	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
20	3 月未満	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	59
	9 月以上12月未満	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
	3 月未満	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	62

21	6 月以上 9 月未満	79	79	71	63
	9 月以上12月未満	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
22	3 月未満	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	75	67
	9 月以上12月未満	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
23	3 月未満	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未満	87	87	79	71
	9 月以上12月未満	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
24	3 月未満	89	89	81	
	3 月以上 6 月未満	90	90	82	
	6 月以上 9 月未満	91	91	83	
	9 月以上12月未満	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
25	3 月未満	93	93	85	
	3 月以上 6 月未満	94	94	86	
	6 月以上 9 月未満	95	95	87	
	9 月以上12月未満	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97	89	
	3 月以上 6 月未満	98	98	89	
	6 月以上 9 月未満	99	99	89	
	9 月以上12月未満	100	100	89	
	12月以上	101	101	89	
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	105		

28	6 月以上 9 月未満	107	105		
	9 月以上12月未満	108	105		
	12月以上	109	105		
29	3 月未満	109			
	3 月以上 6 月未満	110			
	6 月以上 9 月未満	111			
	9 月以上12月未満	112			
	12月以上	113			
30	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	3 月未満	117			
	3 月以上 6 月未満	118			
	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3 月未満	121			
	3 月以上 6 月未満	122			
	6 月以上 9 月未満	123			
	9 月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
33	3 月未満	125			
	3 月以上 6 月未満	126			
	6 月以上 9 月未満	127			
	9 月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
34	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	129			
	6 月以上 9 月未満	129			
	9 月以上12月未満	129			
	12月以上	129			

医療技術職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9	5

8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9 月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9 月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3 月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9 月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37

16	3 月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9 月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3 月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9 月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3 月未満	65	65	65	61	57	53		
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54		
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55		
	9 月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3 月未満	69	69	69	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59		
	9 月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3 月未満	73	73	73	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63		
	9 月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3 月未満	77	77	77	73	69			
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70			
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71			
	9 月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3 月未満	81	81	81	77	73			
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74			
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75			
	9 月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3 月未満	85	85	85	81	81			
	3 月以上 6 月未満	85	86	86	82	82			
	6 月以上 9 月未満	85	87	87	83	83			
	9 月以上12月未満	85	88	88	84	84			
	12月以上	85	89	89	85	85			

24	3 月未満		89	89	85	85			
	3 月以上 6 月未満		90	90	86	86			
	6 月以上 9 月未満		91	91	87	87			
	9 月以上12月未満		92	92	88	88			
	12月以上		93	93	89	89			
25	3 月未満		93	93	89	89			
	3 月以上 6 月未満		94	94	90	90			
	6 月以上 9 月未満		95	95	91	91			
	9 月以上12月未満		96	96	92	92			
	12月以上		97	97	93	93			
26	3 月未満		97	97	93	93			
	3 月以上 6 月未満		98	98	94	94			
	6 月以上 9 月未満		99	99	95	95			
	9 月以上12月未満		100	100	96	96			
	12月以上		101	101	97	97			
27	3 月未満		101	101	97	97			
	3 月以上 6 月未満		102	102	98	98			
	6 月以上 9 月未満		103	103	99	99			
	9 月以上12月未満		104	104	100	100			
	12月以上		105	105	101	101			
28	3 月未満		105	105					
	3 月以上 6 月未満		105	106					
	6 月以上 9 月未満		105	107					
	9 月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3 月未満			109					
	3 月以上 6 月未満			110					
	6 月以上 9 月未満			111					
	9 月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3 月未満			113					
	3 月以上 6 月未満			113					
	6 月以上 9 月未満			113					
	9 月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

看護職員給料表

旧号 給	経過期間	旧 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9

8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3 月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41

16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	86	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	87	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	88	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	89	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		

24	3 月未満	89	90	89	85	81		
	3 月以上 6 月未満	90	91	90	86	82		
	6 月以上 9 月未満	91	92	91	87	83		
	9 月以上12月未満	92	93	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3 月未満	93	94	93	89			
	3 月以上 6 月未満	94	95	94	90			
	6 月以上 9 月未満	95	96	95	91			
	9 月以上12月未満	96	97	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3 月未満	97	98	97	93			
	3 月以上 6 月未満	98	99	98	94			
	6 月以上 9 月未満	99	100	99	95			
	9 月以上12月未満	100	101	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3 月未満	101	102	101	97			
	3 月以上 6 月未満	102	103	102	98			
	6 月以上 9 月未満	103	104	103	99			
	9 月以上12月未満	104	105	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3 月未満	105	106	105	101			
	3 月以上 6 月未満	106	107	106	102			
	6 月以上 9 月未満	107	108	107	103			
	9 月以上12月未満	108	109	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3 月未満	109	110	109				
	3 月以上 6 月未満	110	111	110				
	6 月以上 9 月未満	111	112	111				
	9 月以上12月未満	112	113	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3 月未満	113	114	113				
	3 月以上 6 月未満	114	115	114				
	6 月以上 9 月未満	115	116	115				
	9 月以上12月未満	116	117	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3 月未満	117	118	117				
	3 月以上 6 月未満	118	119	118				
	6 月以上 9 月未満	119	120	119				
	9 月以上12月未満	120	121	120				
	12月以上	121	121	121				

32	3 月未満	121	122					
	3 月以上 6 月未満	122	123					
	6 月以上 9 月未満	123	124					
	9 月以上12月未満	124	125					
	12月以上	125	125					
33	3 月未満	125	126					
	3 月以上 6 月未満	126	127					
	6 月以上 9 月未満	127	128					
	9 月以上12月未満	128	129					
	12月以上	129	129					
34	3 月未満	129	130					
	3 月以上 6 月未満	130	131					
	6 月以上 9 月未満	131	132					
	9 月以上12月未満	132	133					
	12月以上	133	133					
35	3 月未満	133	134					
	3 月以上 6 月未満	134	135					
	6 月以上 9 月未満	135	136					
	9 月以上12月未満	136	137					
	12月以上	137	137					
36	3 月未満	137	138					
	3 月以上 6 月未満	138	139					
	6 月以上 9 月未満	139	140					
	9 月以上12月未満	140	141					
	12月以上	141	141					
37	3 月未満	141	142					
	3 月以上 6 月未満	142	143					
	6 月以上 9 月未満	143	144					
	9 月以上12月未満	144	145					
	12月以上	145	145					
38	3 月未満	145	146					
	3 月以上 6 月未満	146	147					
	6 月以上 9 月未満	147	148					
	9 月以上12月未満	148	149					
	12月以上	149						
39	3 月未満	149						
	3 月以上 6 月未満	150						
	6 月以上 9 月未満	151						
	9 月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
	3 月未満	153						

40	3 月以上 6 月未満	154						
	6 月以上 9 月未満	155						
	9 月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3 月未満	157						
	3 月以上 6 月未満	158						
	6 月以上 9 月未満	159						
	9 月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表 3（附則第18項関係）

給料表	職務の級	号給
事務・技術職員給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
教育職員給料表	1 級	1 号給から32号給まで
	2 級	1 号給から12号給まで
医療技術職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
看護職員給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

附則別表 4（附則第19項関係）

給料表	職務の級	号給
事務・技術職員給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
教育職員給料表	1 級	1 号給から72号給まで
	2 級	1 号給から52号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から12号給まで
医療技術職員給料表	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで

	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
看護職員給料表	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで

附則別表 5（附則第22項関係）

給料表	職務の級	号給
事務・技術職員給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
教育職員給料表	1 級	1 号給から84号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
医療技術職員給料表	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
	7 級	1 号給から 8 号給まで
看護職員給料表	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から92号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から20号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)
- 2 公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日和医大規程第65号）附則第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの規程による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第26条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日和医大規程第65号）附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第32条第2項第1号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する
- 2 改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日和医大規程第65号）第35条第2項の規定は、職員が平成21年4月1日の前日から引き続き結核性疾患にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている場合において、当該職員の平成21年4月1日以後の給与に適用し、同日前の給与については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年度和医大規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度和医大規程第3号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度和医大規程第59号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度和医大規程第71号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度和医大規程第42号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は同年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年度和医大規程第59号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替前の異動者の号給の調整）

- 2 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度におい

て、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、令和3年3月31日までの間、給料月額のほか、次の表に掲げる額（ただし、当該額が0円を下回る場合は、支給しない。）を給料として支給する。

平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に 相当する額から1万円を減じた額
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に 相当する額から2万円を減じた額
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に 相当する額から3万円を減じた額

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の規程第29条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月19日和医大規程第59号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項及び 第4項	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第20条第2項	3万円	3万円を超えない範囲内において理事長が別に定める割合

- 8 前6項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年3月11日和医大規程第66号）

この規程は、平成28年3月11日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成27年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日和医大規程第83号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日和医大規程第40-2号）

この規程は、平成28年12月12日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成28年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

附 則（平成29年4月7日和医大規程第6号）

この規程は、平成29年4月7日から施行する。

附 則（平成30年3月2日和医大規程第57号）

この規程は、平成30年3月2日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成29年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

附 則（平成30年3月14日和医大規程第64号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（令和3年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（次項及び附則第4項において「改正後規程」という。）第16条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、前項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後規程第16条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは、「同項第2号」とする。
- 4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、改正後規程第16条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（その他）

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年12月5日和医大規程第42号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月5日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職

員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成30年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成31年3月26日和医大規程第59号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月9日和医大規程第41号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月9日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成31年4月1日から、同項の規定は令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和2年3月17日和医大規程第53号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日和医大規程第54号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日和医大規程第76号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日和医大規程第69号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年2月21日和医大規程第91号）

この規則は、令和4年2月21日から施行し、第33条の2の規定は、令和4年9月30日までの間適用する。

附 則（令和4年3月18日和医大規程第111号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月27日和医大規程第36号）

- この規程は、令和4年10月27日から施行し、改正後の第33条の2の規定は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間適用する。

附 則（令和4年12月5日和医大規程第42号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和4年12月5日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給

与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は令和4年4月1日から、同項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年2月16日和医大規程第61号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和5年4月1日から施行する。

（勤務延長職員に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）附則第26項から第33項までの規定は、就業規則附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再雇用職員に関する経過措置）

- 3 暫定再雇用職員（暫定再雇用職員の再雇用に関する規程（令和5年1月13日和医大規程第50号）第2条第1項に規定する暫定再雇用職員をいう。以下同じ）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が新給与規程第11条第3項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第10条第1項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条第2項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 職員の育児休業等に関する規程（平成31年和医大規程第59号）第15条に規定する育児短時間勤務をしている暫定再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた当該暫定再雇用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第10条第1項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条第2項の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和5年1月13日和医大規程第52号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第19条第2項及び第22条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第29条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与規程第32条第1項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再雇用職員の再雇用に関する規程第2条第1項に規定する暫定再雇用職員（次号において「暫定再雇用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び

暫定再雇用職員」とする。

- 9 第11条第1項、第12条第2項、第4項、第6項及び第7項、第16条並びに第33条並びに新給与規程第11条第2項、第12条第1項、第3項及び第5項並びに第28条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再雇用職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5年3月29日和医大規程第76号）

この規程は令和5年4月1日から施行し、第33条の2の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間適用する。

別表1（第10条関係）
事務・技術職員給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		

	49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600		
	50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000		
	51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400		
	52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800		
	53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
	54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600		
	55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000		
	56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
	57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600		
	58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000		
	59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
	60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600		
	61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900		
	62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			
	63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
	64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
	65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000			
	66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300			
	67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600			
	68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900			
	69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100			
	70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400			
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700			
	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000			
	73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800			
	76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000			
	77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200			
	78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200				
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500				
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800				
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000				
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300				
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600				
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800				
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000				
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				
	87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
	94		294, 900	342, 600	381, 500					
	95		295, 200	343, 100	381, 900					
	96		295, 600	343, 500	382, 300					
	97		295, 800	343, 700	382, 700					
	98		296, 100	344, 100	383, 200					
	99		296, 500	344, 500	383, 600					
	100		296, 900	344, 800	384, 000					

	101		297,100	345,100	384,300					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備 考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第 2（第10条関係）

教育職員給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		円	円	円	円
	1	220,100	281,000	327,600	406,000
	2	222,400	284,000	330,500	408,300
	3	224,600	286,800	333,500	410,700
	4	226,800	289,600	336,500	413,200
	5	228,900	292,200	339,700	415,300
	6	231,000	294,600	342,100	417,800
	7	233,200	296,800	344,700	420,000
	8	235,300	299,100	347,100	422,500
	9	237,600	301,600	349,800	424,200
	10	240,000	304,000	352,500	426,700
	11	242,400	306,400	355,200	429,000
	12	244,800	308,900	358,200	431,300
	13	246,900	311,200	361,000	432,700
	14	249,300	313,200	362,900	434,900
	15	251,700	315,200	365,100	437,100
	16	254,100	316,900	367,600	439,400
	17	256,100	319,100	369,600	441,500
	18	259,200	320,900	371,800	443,900
	19	262,300	322,900	373,900	446,200
	20	265,400	324,600	375,800	448,600
	21	268,300	326,300	377,600	450,700
	22	271,300	328,700	379,400	453,000
	23	274,200	330,900	380,900	455,400
	24	277,100	333,300	382,100	457,700
	25	279,700	335,300	383,500	459,700
	26	282,300	337,300	385,300	461,900
	27	284,800	339,400	387,100	464,000
	28	287,400	341,800	389,000	466,200
	29	290,000	344,000	390,900	468,300
	30	292,300	346,100	392,600	470,600
	31	294,500	348,000	394,300	472,800
	32	296,800	349,800	396,000	474,900
	33	299,000	351,700	397,600	476,800
	34	301,200	353,600	399,400	478,900
	35	303,700	355,300	400,900	481,200
	36	305,900	356,800	402,700	483,400
	37	308,400	358,400	403,800	485,500
	38	309,700	360,400	405,400	487,500
	39	311,400	362,500	406,900	489,400
	40	312,800	364,400	408,400	491,300
	41	314,500	366,300	409,300	493,300
	42	315,000	368,200	410,900	495,200
	43	315,500	370,000	412,400	496,900
	44	316,000	371,800	414,000	498,800

	45	316,800	373,600	415,300	500,700
	46	317,800	375,400	416,900	502,500
	47	318,600	376,900	418,300	504,300
	48	319,600	378,700	419,900	506,200
	49	320,400	380,200	421,300	507,900
	50	321,300	381,800	422,600	509,600
	51	322,100	383,400	423,900	511,400
	52	322,900	385,100	425,200	513,300
	53	324,000	386,200	425,900	514,900
	54	324,800	387,700	426,900	516,500
	55	325,500	389,100	427,800	518,200
	56	326,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,800	392,000	429,600	521,400
	58	327,500	393,400	430,500	522,700
	59	328,400	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	
	89	354,800	417,100	454,300	
	90	355,200	417,400		
	91	355,600	417,700		
	92	356,100	418,000		

	93	356,600	418,200		
	94	357,000	418,500		
	95	357,500	418,800		
	96	358,000	419,100		
	97	358,600	419,300		
	98	359,100	419,600		
	99	359,500	419,900		
	100	360,000	420,100		
	101	360,400	420,300		
	102	360,900	420,600		
	103	361,200	420,900		
	104	361,700	421,100		
	105	362,200	421,300		
	106	362,600			
	107	363,100			
	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		282,800	293,800	315,700	399,700

備 考 この表は、大学の教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表 3（第10条関係）
医療技術職員給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		

	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備 考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士及び言語聴覚士に適用する。

別表 4（第10条関係）
看護職員給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800

	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400			
	95	282,800	315,700	349,100	366,800			
	96	283,800	316,300	349,700	367,100			
	97	284,400	317,000	350,100	367,700			
	98	285,200	317,300	350,500	368,200			
	99	285,800	317,900	351,000	368,700			
	100	286,700	318,600	351,400	369,200			
	101	287,500	319,000	351,900	369,800			
	102	288,300	319,600	352,300	370,300			
	103	289,100	320,200	352,800	370,800			
	104	289,900	320,800	353,200	371,200			
	105	290,600	321,200	353,500	371,800			
	106	291,100	321,700	354,000	372,300			
	107	291,600	322,200	354,400	372,800			
	108	292,100	322,700	354,700	373,300			
	109	292,300	323,100	355,200	373,900			
	110	292,600	323,500	355,700	374,300			
	111	292,800	323,800	356,200	374,800			
	112	293,200	324,100	356,700	375,300			
	113	293,500	324,500	357,200	375,900			
	114	293,700	324,900	357,700	376,400			
	115	294,100	325,300	358,200	376,900			
	116	294,400	325,600	358,600	377,400			
	117	294,700	325,800	359,000	378,000			
	118	295,000	326,100	359,400	378,400			
	119	295,300	326,500	359,900	378,900			
	120	295,700	326,700	360,400	379,400			

	121	296,000	326,900	360,800	380,000			
	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					
	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備 考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。